

一般事業主行動計画（第2期）

社会福祉法人 弥生会

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間平成30年4月1日～平成35年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：育児休業等の制度について全職員に周知を図る。

＜対策＞

- 平成30年4月以降半月ごとに、希望する職員に対し育児休業等の諸制度を説明会により周知する。
- 上記説明会を行うために必要とされる知識を、人事担当者が身に付けることを目的として、社会保険労務士より法改正内容など、適宜情報提供を行う。

目標2：有期契約職員を含む全職員の年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間12日以上とする。

- 平成30年4月～年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 平成30年6月～計画的な取得に向けて、管理職研修を計画期間内に年1回以上行う
- 平成30年6月～各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成30年7月～職員へ取組を周知する

目標3：妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための柔軟な働き方の対応を行う

＜対策＞

- 平成30年4月～妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員の両立支援を実施するための管理職研修を年に1回以上行う。
- 平成30年6月～短時間勤務制度等、職員の希望に応じた働き方を職場全体で支援する取組を職員に周知する。